

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（日時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

---

◎議案第80号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（日時重雄君） 日程第1、議案第80号 小坂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 船水隆一君登壇〕

○産業教育常任委員長（船水隆一君） おはようございます。

議案第80号 小坂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての報告書。

議案の要旨。

ゼロ歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象とした新たな通園制度、通称「こども誰でも通園制度」の創設により、令和8年度から乳児等通園支援事業が本格実施されることに伴い、当町において同事業を実施する場合の施設基準や人員基準を定める条例を制定するものであります。

議案可決の理由。

本議案は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して様々な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援の強化を図るものです。

また、条例で定めるこれらの基準は、国（内閣府）の定める乳児等通園支援事業の設備及

び運営に関する基準に準拠した内容となっており、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第80号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第85号 令和7年度小坂町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番。

○5番（椿谷勇次君） 5番です。

補正予算の10ページのところで、歳出2款の7の基金のところでは。

こちらご説明で、5,000万円を積むことができたとおっしゃっていたかと思うのですが、この基金の積み方について私は分からないので伺います。財政調整基金とかいろいろ

なものがあると思うのですけれども、この公共施設等総合管理基金というものに積むとなったのはなぜかという点と、ほかに財政調整基金とかあるので、そちらのほうが使い勝手がいいと思っておりますが、何か公共施設等の管理の予定があるのか、どのような状態でここに5,000万円を積んだのかという2点について、お願いします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） まず、例年であれば年度末、予算整理した段階での余剰が出てきたときにそれぞれ基金に振り分けして積立てをしております。

今回、12月補正の段階で5,000万円の余裕が出ましたので、今年度、旧十和田小中の解体に公共施設等総合管理基金、大分大きい金額を充当しました。また今後の公共施設の維持管理に備えまして、まず今回の余剰分の5,000万円につきましては公共施設の基金に積み増しをしておきたいと考えての積立てでございます。いずれ年度末、またほかの基金に、出てきた余剰分は財調なり、また公共施設なりということで振り分けをして積立てしてまいります。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（椿谷勇次君） ありがとうございます。

流れ的にはサンホーム大石平なのかと思ったのですけれども、補填ということで承知いたしました。ありがとうございます。

○議長（目時重雄君） そのほか。

7番。

○7番（木村則彦君） 7番、木村です。

総務費の、生活バス路線運行費等補助金の関係なのですけれども、この運行費の補助金自体は問題はないのですけれども、そこに関連してバス停の関係についてです。運行に関するところなのでバス停も付け加えてお話ししたいと思うのですけれども、具体的に言えば、旧小坂高校に上がっていく坂のところの前、秋北バスの操作場があったところについて周辺の方から要望を受けました。あそこに雨風をしのげるバス停というか、屋根がかかったようなものを設置できないかと数日前に話を伺ったので、担当に話をしようと思ったのですけれども、ちょうどこの補助金もあった関係でこの場でお話しさせていただきたいと思います。ほかのバス停は道路沿いなので、そういう建物的なのは除雪とか歩行の関係で建てられないと思っております。土地がどなたの土地なのか分からないのですけれども、あの場所は秋北バスとか、もしくは町のバス停にもなっているようなので、そういう建屋的なのを建てられないかということで要望を受けました。あの場所では高校生とか、それ以外の人も待っている

人がいて、少々かわいそうだみたいな感じで話されておりました。そのあたり秋北バスへの要望なのか、町で対応なのか分かりませんが、要望ということで秋北バスにそういう要望を寄せていただくことというのは可能かということでの質問です。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 秋北バスと協議してみたいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

4番。

○4番（鹿兒島 巖君） 直接、補正予算ということではありませんが、教育委員会にお伺いをしたいことがございます。

先日、新聞に学校給食無償化へ準備という記事が出ておりました、準備をされていることについて、まず敬意を表したいと思います。併せて、つい最近であります、国でもこの無償化に向けて動きがあると、国、それと地方自治体で折半でという方向が出されておりました。こういった情報について、特に今の段階で把握しているのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口博美君） 現在の段階で、国から無償化についての情報はまだ何も来ておりませんので、具体的にこちらも分かっていない状況であります。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（鹿兒島 巖君） いよいよ、こういう形で動いてきております。町でもそういう準備をされている、体制ができたということで、この国の今出されている方針については基本的には地方交付税の中に入ってくるわけであり、実質的には、国、それから地方自治体の折半ということであっても国の負担ということになると思います。ぜひ、準備を進めていただいたことに感謝を申し上げながら、来年4月から実施できるように要望しておきたいと思っております。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第85号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第86号 令和7年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第86号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第87号 令和7年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第87号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第88号 令和7年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第89号 令和7年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これより議案第89号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第90号 令和7年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第90号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第91号 令和7年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番。

○8番（秋元英俊君） 8番。

水道事業費の営業費用について、原水及び浄水費の中の砂子沢浄水場膜ろ過装置薬品洗浄が264万円とあります。大雨のあとに、このろ過装置の洗浄を行っている状況があったと思いますが、再度このろ過装置、フィルターでしようけれども、薬品洗浄するその頻度というのは何か月に1回とか何年に1回ということになるのか、その点を教えてください。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（初沢 誠君） 薬品洗浄につきましては、通常であれば年一、二回でございます。

今年も洗浄は行っておりますが、今回、砂子沢浄水場の取水の砂子沢ダムで濁りがひどく、ろ過装置への負荷が大きかったということで、再度ろ過装置の洗浄が必要になったことから補正させていただいたところでございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（秋元英俊君） ダムの水が濁りがあるという、その原因というのは分かっているのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（初沢 誠君） ダムを管理しております鹿角地域振興局建設部にも確認しておりますが、今回、夏まで雨量が少なかったことが原因とされているということを聞いております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（秋元英俊君） 雨量が少なくなって、低い位置に水があるという状況で、泥などが流れてくるという状況だと思いますが、洗浄をしっかりしていただかないと住民の飲み水です。そういう管理をきちんとしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第92号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第92号 知識経験を有する者のうちから選任する監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第92号 知識経験を有する者のうちから選任する監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町監査委員のうち、知識経験を有する者のうちから選任する監査委員であります熊谷勝與さんは、令和7年12月31日で任期が満了いたしますので、議案にありますとおり熊谷勝與さんを当町の監査委員の適任者と考え、引き続き活動していただきたく提案申し上げますのでございます。

熊谷さんは平成22年1月から監査委員の任にあり、その活動実績は高く評価されており、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信いたしております。

任期は令和11年12月31日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第92号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票によりこれを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第92号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には6番、本田佳子君、7番、木村則彦君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、6番、本田佳子君、7番、木村則彦君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[投票]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、うち賛成9票であります。

以上のおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

---

#### ◎陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、陳情第8号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情の報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

[総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇]

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 皆さんおはようございます。

陳情第8号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情の報告書。

陳情の要旨。

安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準の見直し及び医療や介護現場における夜勤交代制労働に関わる労働環境の抜本的改善を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

患者・利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

5番。

○5番（椿谷勇次君） 5番です。

私はこちらの陳情に対しては反対の立場を取らせていただきます。

陳情の趣旨としては理解できました。陳情項目が4つありまして、そのうち2番、3番、4番に対しては問題ございませんが、1番については中段のところにケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のために大幅な賃上げをするというところに対して反対という形を取らせていただきたいと思います。

人員を増やすとその分人数が増えるので、単価というか給料の総額は減るわけなので、どちらかというと労働者を減らして単価を上げるという方法を取れるのがベストかと考えております。

そのためにも、趣旨にある根本的な解決のために人員不足というところから解決の手段が違うと思っております。1番の陳情項目に対して同意できないという形で反対の立場を取らせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

〔「暫時休憩願います」と呼ぶ者あり〕

休憩 午前10時37分

再開 午前10時39分

○議長（目時重雄君） 再開します。

確認します。今、5番議員の質疑については、議長として質疑を求めて質疑をないということに決定させていただいて、次、討論ということでした。本来であれば討論の反対意見ということによろしいですか。

これより陳情第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第8号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第7号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、意見書案第7号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を国に求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第8号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ち

に採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、陳情第9号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情の報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 陳情第9号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情の報告書。

陳情の要旨。

医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、2026年度の診療報酬改定と、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、全ての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引上げ改定を実施することを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

年間賞与の平均額においては、もともとが民間主要企業の半分程度なところを、今年さらに引き下げられる医療機関や介護施設が続出しています。政府がケア労働者の賃上げの必要

性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

5番。

○5番（椿谷勇次君） 5番です。

こちらも同様で、反対の立場を取らせていただきます。

こちらも陳情の趣旨としては理解できますが、項目の特に各10%以上の引上げの改定と、あとは全額公費による賃上げ支援策を実行するということに対して反対という形になります。

これをやると、農業や飲食店も上げるべきだという話になりますし、もし賃上げというところに使うよりは、どちらかという介護ロボットとかそういったもので、人員を増やさなくても介護を手厚くするといった手段に投資すべきと思いますので、反対させていただきます。

よろしくをお願いします。

○議長（目時重雄君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○議長（目時重雄君） 再開します。

そのほか討論はありませんか。

3番。

○3番（菅原明雅君） 賛成の立場での討論です。

ケア労働者の待遇というのは非常に悪くて、そして私の近隣の方でも非常にこういう趣旨というのは認めながら、生活のために離れていく、ほかの企業に移っていくという若者がいるのも事実であります。ただ、何度も議会でも一般質問でもさせていただいておりますが、やはり将来的なことを考えると介護職員がいなくなるということは、これはあってはならないことでありまして、そのためにもやっぱり介護職員の待遇改善というのは、これは絶対なされなければいけない。企業のベースアップ等があるわけですが、なかなか介護現場というのは厳しくて介護の給料が上がらない、それが続いてきた形でひずみが出ているわけですので、この際10%以上の引上げというのは妥当なものだと私は考えます。

そして、長い目でやはり安全、安心して暮らせる町にするためにも国の施策として国に対して要求をしていくというのは妥当なことだと考えております。

ということで、賛成の立場でお話しさせていただきました。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第9号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、陳情第9号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

### ◎意見書案第8号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、意見書案第8号 ケア労働者の待遇改善のため、報酬10%

以上の引き上げを国に求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第9号の採択によって、国に意見書を提出しようとするもの  
あります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直  
ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしま  
した。

これより意見書案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、陳情第10号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処  
遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書の報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 陳情第10号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者  
の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書の報告書。

陳情の要旨。

必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費などの費  
用負担の軽減、サービスの拡充による介護保険制度の抜本的な見直し及び介護従事者を大幅

に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

全ての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引上げが不可欠です。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

5番。

○5番（椿谷勇次君） 5番です。

こちらも同様で、初日に配られた陳情の陳情項目3番のところですが、全額国庫負担により全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで上げること、介護従事者を大幅に増やして一人夜勤の解消と人員の配置の基準の引上げを行うこと。こちらも解決すべき課題と思うのですが、その解決する手段として、同様になります。手段として人を増やすだったり単価を上げることによって人員が集まるという時代ではなくなっていると思っています。ほかの地方であると外資の半導体の工場が入ってきて時給2,000円が出ていたりとか、都内のコンビニでも時給1,500円といったものでも人が集まらないといった状況になってきています。手段として単価を上げるというところではない形での介護の環境改善を求めるという形で、反対の立場を取らせていただきます。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ありませんか。

4番。

○4番（鹿兒島 巖君） この介護の問題は、また来年保険制度の改定が行われるという状況の中で非常に危機感を持っております。昨年、一昨年、前回の改定の中で介護報酬の引下げ等が行われた中で、例えば実質的に通所介護、全国の通所介護が相当数倒産をする、あるいは閉鎖するという状況の中で、国民が必要な介護を受けられないという危険な状況に今ある。

この中で、こういった問題が出ている。

このことを考えれば、まず介護というのは、それは誰がするのかという問題、国民の介護の問題は国の責任ということを確認にすべきだろう。個々あるいは民間の事業者に任せるといふ種類のものではないという観点から、国に対するきちんとした制度の確立を求めている。そういう状況の中での出された陳情でありますので、そういう趣旨を踏まえて、私はこれは必要な陳情だろうと思って、賛成の討論をさせていただきます。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情第10号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、陳情第10号は採択することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第9号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、意見書案第9号 「介護保険制度の抜本改革、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第10号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、陳情第11号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

[総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇]

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 陳情第11号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書の報告書。

陳情の要旨。

生活扶助基準の引下げによる被害者である生活保護利用者への謝罪、保護費の遡及支給等、被害回復の措置及び違法とされた保護基準の設定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うことを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

生活保護利用者の多くは高齢者、障害者及び傷病者であり、数百万人の生活保護利用者が10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権及び個人の尊厳を侵害され続けている状態にあります。最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者の被害回復を一刻も早く行うことが切実に求められています。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引下げに伴いこれらの諸制度の対象者にも悪影響が生じたことから、同影響の調査及び被害の回復も行う必要があります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第11号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第11号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

### ◎意見書案第10号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、意見書案第10号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第11号の採択によって、国に意見書を提出しようとするもので

あります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第12号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、陳情第12号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情を議題といたします。

〔「議長、ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 休憩。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時09分

○議長（目時重雄君） 再開します。

陳情第12号につきましては、鹿兒島議員からご指摘がありましたことについて、今、事務局から委員長はじめ議員の皆様方へ説明されておりますので、この12号については、私が説明したとおり秋田県の財政支援を求める意見書の提出ということで理解していただきたいと

思います。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 船水隆一君登壇〕

○産業教育常任委員長（船水隆一君） 陳情第12号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情の報告書。

陳情の要旨。

小中学校給食費の完全無償化のため、秋田県として市町村へ財政支援をすることを求める意見書を提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

急激に進む少子高齢化、コロナ禍、相次ぐ自然災害、物価上昇により家計負担が増える子育て世帯を支援するため、各自治体は厳しい財政状況の中、様々な工夫により給食費の無償化を実施しています。しかし、財源確保が課題となり、実施できずにいる自治体もあります。そのため無償化を実現するには、秋田県からの財政支援が必要です。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第12号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第12号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎意見書案第11号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、意見書案第11号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第12号の採択によって、県に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎陳情第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、陳情第13号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情を議

題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 陳情第13号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情の報告書。

陳情の要旨。

インボイス制度の廃止を目指し、経過措置として実施された2割特例、8割控除の継続を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

インボイス制度の実施によって、本来消費税の納税が免除される売上高1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスが消費税の納税義務を負わされ、その負担に苦しめられています。インボイス発行に伴う実務だけでなく、発注者による取引排除や値引きの強要など不公正な取引も後を絶ちません。

こうした状況のまま、令和8年9月末で2割特例及び8割控除の経過措置を縮小・廃止すれば、小規模事業者やフリーランスは廃業の危機に追い詰められることとなります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会では全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

5番。

○5番（椿谷勇次君） こちらの陳情も反対の立場を取らせていただきたいと思います。

論点として、こちらの陳情は3つありまして、インボイスの廃止、免税事業者1,000万円以下の保護、もう一つが経過措置を継続という3つについて、後半の2つに対しては賛成で、

インボイスの廃止というところは、そこまでやらなくてもいいと思っております。インボイス制度は完璧な制度ではないと私は思っておりますが、経費の透明性のためにデジタル化を進めてきたと思っております。インボイスの廃止を目指すという点に対して賛成できかねるという形で、反対の立場を取らせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第13号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、陳情第13号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

### ◎意見書案第12号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、意見書案第12号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第13号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

た。

これより意見書案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続審査申出書

○議長（目時重雄君） 日程第22、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年第7回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時21分